交付決定時の採択基準

交付申請があった案件については、
①区分1に該当するもの
②区分2に該当するもの
③区分3に該当するもの
④区分4に該当するもの
の順に、予算満額に達するまで採択する。

同一区分中の案件については、収益の向上率（前期の農業経営が赤字だった農業者は売上額の向上率）が高いものから順に採択する。

区分	
1	導入するスマート農業機械等を用いて埼玉県が行う農業施策に参加する予定の案件 （例：埼玉県施設園芸データ共有システム　など）
2	初めて当該スマート農業機械等を導入する案件
3	複数のスマート農業機械等を導入する場合で初めて導入するスマート農業機械等が含まれる案件
4	1、2、3以外の案件 （例：導入済みのスマート農業機械等の追加導入　など）